

講演資料

高等学校における道德教育の一層の充実に向けて

国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官
(併)文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 澤田 浩一

はじめに

「あなたが満足しているかについて、あなたの学校の多くの先生は関心があると思っていますか。肯定的に答えた生徒の割合は、どのくらいでしょうか。(2009年高校1年生)」

教育における「不易と流行」 芭蕉の俳諧論

「きのうの我に飽くべし。」松尾芭蕉 「脱皮できない蛇は滅びる。」ニーチェ
生きる力…確かな学力(知育)・豊かな心(徳育)・健やかな体(体育)

知なき徳は 体なき徳は

徳なき知は 徳なき体は

「人間は教育によってのみ人間となることができる。」カント 横山利弘先生
ユネスコ21世紀教育国際委員会報告書

「学習 秘められた宝」 ラ・フォンテーヌの寓話「農夫とその子供たち」
知ることを学ぶ なすことを学ぶ 人間として生きることを学ぶ 共に生きることを学ぶ
自分のなかにある「潜在的な能力」＝「秘められた宝」を掘り起こす

日本の高校生の自尊感情・自己有用感に改善がみられない

「自分自身への自信」を喪失し「閉じた個」となっている状態

自らの「よさ」を知らないがゆえに「自ら(自主・自立性)」「意欲的に(主体性)」「他
と共に(共同性)」行動できない。「損在」感 新富康央先生

個性には「多様性」とともに「主体性」という側面がある。

個性は、多様性に生起する見た目などの表面的な自己表出の問題ではなく、チャレンジ、
トライなど、主体性に由来する内在的な自尊感情から生まれるもの。

個性重視(尊重)の教育とは、輝く自分に向かって一生懸命自らの主体性を発揮した、
その結果としての多様性(ユニークさ、他との違い)を認めようという教育。

存在の値踏みをし、条件付きで相手の存在を認めるということではいけない。

自立とは独立ではなく支え合い頼り合いである。 鷲田清一先生

「可も無く不可も無し。」「論語」

今、高等学校に求められることとは

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の設置(平成23年11月)

同 高大接続特別部会の設置(平成24年9月)

中教審初等中等教育分科会高等学校教育部会「課題の整理と検討の視点」(平成24年8月)

2. 高等学校教育の課題

「また、この時期の生徒は、家族や友人との人間関係をはじめ、自己の進路、将来の生き方などの青年期特有の問題に直面することになるため、こうした青年期の生徒が、自己をみつめながら自我を確立し、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、人間性を豊かに育むことができる教育の実施も必要になっている。」

3. 高等学校教育に期待されるもの

「後期中等教育段階は、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、自分は大人の社会でどのように生きるかという課題に出会い、進学や就職といったそれぞれの人生の岐路に立って、葛藤の中で将来を描いていく時期と言える。この間、生徒は、「思想的（哲学的・精神的・心理的）な自立」を果たして、自他を尊重しつつ、自らの「観」を自己形成できるようになるとともに、「社会的（政治的・経済的・生活的）な自立」を果たして、大人としての社会的な貢献を自覚し、信用される行動がとれるように修養を重ねていくことが本来的には期待されている。」

1 学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育

「高等学校学習指導要領解説総則編」第3章第1節教育課程編成の一般方針2 道徳教育

(1) 高等学校における道徳教育の考え方

ア 高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的ねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが心の教育であり、道徳教育である。

- ・道徳的実践と道徳的実践力 道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度
- ・「学力観」 「答えへの教育」から「問いへの教育」への転換
 - 「学んだ力」知識の量と理解の程度 「詰め込み型」の暗記中心の教育
 - 「学ぶ力」平成元年 「新しい学力観」
 - 「興味・関心・意欲」など学びのプロセスで必要な力
 - 「思考力、判断力、表現力」を鍛える授業実践の結果として「知識・理解」を得るという「授業のパラダイム転換」
 - 「問う力」平成10年 「生きる力の育成」「自分で課題を見つける」

- ・教師と生徒の信頼関係 共に考え、悩み、夢や感動を共有するという基本姿勢
- ・教育の前提 「愛と信頼の関係」
「信用」（相手の能力を信じること）vs「信頼」（相手の人間性に賭けること）
ハルトマン 人間関係の不思議は、
- ・道徳教育の評価 自己評価を生かす、共感的な理解、温かく見守り勇気付ける生徒の「命」を守るために いじめの未然防止に資する日々の取組として
- ・「高等学校学習指導要領」 第1章総則 第5款 5
(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

2 言語活動と人間としての在り方生き方に関する教育

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等学校段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。したがって、高等学校においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするととは限らず、同一の状況の下でも、いくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、総則第1款の4でも示しているよう、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切。

「対話」が大切

書き言葉は柔軟性に欠ける・記憶を破壊する・知識を活用する能力を失わせる
なぜ言語活動なのか 考える力・感じる力・想像する力・表す力

・これからの時代に求められる「国語力」とは？

考える力＝「論理的思考力，批判的思考力」

感じる力＝「情緒力」

想像する力（＝「自分の言葉で考える」『脳を創る読書』東大教授酒井邦嘉氏）
表す力

教育小景 『哲学リテラシーの必要性』 東北大学理事 野家啓一先生

「お前は学ぶことで利益を得たいのか」といって小銭を与えて追い返したユークリッド

「哲学とはく役に立つ（有用性）」とはどのようなことかを考える学問」

「哲学は既知の探究」 人々が自明と考えている価値や概念を，改めて根本に立ち返って問い直す営み（cf. 自然科学は「未知の探究」）

危機に際して必要なのは，細部にわたる科学的な「知識」よりも，大局を見据えて的確な判断を下す能力である哲学的「知恵」 問題を科学に限らず多角的な視点から解明し，筋道の立った議論を通じて人々を納得させ，一定の合意を形成する知的能力である「哲学的リテラシー」，専門家が自明の前提とする常識を問い質す「批判的判断力」

3 発達の段階ごとの特徴を踏まえた道德教育

・学校段階における重点の明確化

・子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた徳育の推進

中核的な指導場面…公民科「現代社会」「倫理」，特別活動，総合的な学習の時間，
産業社会と人間

教育小景 『「教養」の意味』 前大阪大学総長 鷲田清一先生

教養の2つの観点 栄養と同じように身を養うために欠くことができないもの

「価値の遠近法」 何が大事で何が大事でないかを判断する基軸をそなえること。今日

目の前に起こっていることがらを，絶対になくしてはならないもの・見失っては

いけないもの，あってもいいけどなくてもよいもの，端的になくてもよいもの，絶対

にあってはならないもの，の4つのカテゴリーに仕分けできること

「複眼」〈外〉を知っているということ，〈外〉からの別の視点をもっていること

古典の素養 歴史の豊かな知識 同時代の別の地域についての知識

「人は自分の身を置く小さな世界のほかに，測りがたい果てしない世界を必要としている。」ドストエフスキー

「井の中の蛙大海を知らず，されど天の高きを知る。」

「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」（報告）

平成21年9月3日

1. 徳育の意義・普遍性

「社会（その国、その時代）が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みである徳育は、どの時代、どの社会においても行われてきた普遍性あるものであり、社会

集団の中で生活する人間において不可欠である、共通のルールを守ることや他人を思いやるといった道徳性の継承を担っているものである。

新しいメディア技術の発達や体験活動の減少等の社会構造の変化による、子どもの生育環境の変化を十分に見据え、社会全体で子どもの徳育を推進することが必要である。

2. 子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた徳育の推進

子どもの徳育の充実に向けては、発達段階ごとの特徴を踏まえることが重要であり、①乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成 ②幼児期からの多様な体験を通じた社会性の涵養、人間関係能力の学習、言語能力の育成 ③幼児期から学童前期における「してよいこと、しなければならないこと、してはならないこと」についての充実した指導、「心に響く指導」の継続的な実施による、基本的な道徳心の醸成 ④学童前期からの社会や集団のマナー・ルールに関する継続的な指導、法や決まりの意義の理解など、規範意識の確立、市民性の涵養 ⑤学童前期からの、自己達成感、自己有用感の育成 ⑥青年期以降における人間としての生き方、在り方を踏まえ、自らの生き方をよく考え、人生を切り拓く力の育成 ⑦各発達段階における豊かな情操の涵養と、未来の主権者・社会形成に参加する一員という、自立した大人を目指す教育 といった観点を踏まえた重点的な取組が期待される。

(4) 青年中期（高等学校）

- 親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期である。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期である。
- 現在、我が国では、この時期が、こうした大人社会の直前の準備時期であるにもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求める刹那主義的な傾向の若者が増加している。さらには、特定の仲間の集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人に対しては無関心となり、さらには、社会や公共に対する意識・関心の低下といった指摘がある。
- これらを踏まえて、青年中期の子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。
 - ・ 人間としての在り方生き方を踏まえ、自らの個性・適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定
 - ・ 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえること
 - ・ 社会の一員としての自覚を持った行動

4 実践事例

- (1) 千葉県立大多喜高等学校『中等教育資料平成26年2月号』実践研究
- (2) 山梨県立韭崎工業高等学校『中等教育資料平成20年11月号』実践研究
- (3) 秋田県立雄勝高等学校『中等教育資料平成22年3月号』実践研究
- (4) 広島県立三次高等学校『中等教育資料平成22年6月号』さわやかアングル
- (5) 山梨県立日川高等学校『中等教育資料平成23年2月号』実践研究
- (6) 熊本県立湧心館高等学校
- (7) 広島県立尾道北高等学校
- (8) 岐阜県立恵那南高等学校『中等教育資料平成24年2月号』実践研究

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の(1)）。

次に特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることと、その一層の充実を図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要（学習指導要領第5章特別活動第3の1の(4)）。

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1の(5)）を示している。また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第2款の5）を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

国語科 国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で

道徳教育を進めていく基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

地理歴史科 我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

数学科 生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

理科 自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資するものである。

保健体育科 運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

芸術科 芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

外国語科 外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

家庭科 生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させ、主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

情報科 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

おわりに

教育小景『ほほえみと拍手が絆をつくる』横山利弘先生
『中等教育資料 平成25年3月号』

震災と道德教育

出会いは人生からの贈り物

出会いは

教育基本法（教育の目的・目標）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

高等学校学習指導要領 第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。